

○ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）（第六条関係）

改正案	現行
目次 第一章～第五章（略） 第六章 特定会社の四半期財務諸表（第八十三条・第八十四条） 第七章 外国会社の四半期財務書類（第八十五条―第八十九条） 附則 （適用の一般原則） 第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、四半期財務諸表（四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書又は第八十三条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十	目次 第一章～第五章（略） 第六章 外国会社の四半期財務書類（第八十三条―第八十七条） 附則 （規則の適用） 第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（以下「四半期財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、次条を除き、この章から第五章までに定めるところによるものとし、この規則において定

八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、第二条を除き、この章から第六章までに定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2
(略)

3 財務諸表等規則第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

(適用の特例)

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

- 一 財務諸表等規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと。
- 二 当四半期会計期間の属する事業年度の直前の事業年度、当四半期会計期間の直前の中間会計期間又は直前の四半期会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様

めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2
(略)

(新設)

(新設)

式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）
（第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期財務諸表を
指定国際会計基準によって作成した会社であつて、財務諸表等規則
第一条の二第一号口及びハに掲げる要件を満たすこと。

（外国会社の特例）

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社を
いう。第七章において同じ。）が提出する財務書類のうち、四半期
財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによる
ものとする。

（一株当たり四半期純損益金額等の注記）

第七十条 （略）

2 当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期
間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を
取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこ
れらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」とい
う。）に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり
四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該金
額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならない。
ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四
半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及
び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在

第二条 外国会社（財務諸表等規則第一条の二に規定する外国会社を
いう。第六章において同じ。）が提出する財務書類のうち、四半期
財務書類の用語、様式及び作成方法は、同章の定めるところによる
ものとする。

（一株当たり四半期純損益金額等の注記）

第七十条 （略）

2 当四半期会計期間及び当該四半期会計期間に係る四半期累計期
間における潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を
取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこ
れらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」とい
う。）に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり
四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該金
額の算定上の基礎は、前項の記載の次に記載しなければならない。
ただし、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四
半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及
び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在

株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

3 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度の対応する四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・三 (略)

第六章 特定会社の四半期財務諸表

株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

3 当四半期会計期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前事業年度において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、前事業年度に係る潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・二 (略)

4 四半期貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当四半期会計期間において潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、当四半期会計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

一・三 (略)

(新設)

(特定会社の四半期財務諸表の作成基準)

第八十三条 特定会社が提出する四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法は、前各章の規定による。

2 特定会社は、前項の規定により作成した四半期財務諸表のほか、指定国際会計基準によつて四半期財務諸表を作成することができる。

(会計基準の特例に関する注記)

第八十四条 指定国際会計基準によつて作成した四半期財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によつて四半期財務諸表を作成している旨
- 二 特定会社に該当する旨及びその理由

第七章 外国会社の四半期財務書類

第八十五条～第八十八条 (略)

(注記の方法)

第八十九条 第八十六条、第八十七条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第二十三条第三項の規定は、第八十六条及び第八十七条第二項の

(新設)

(新設)

第六章 外国会社の四半期財務書類

第八十三条～第八十六条 (略)

(注記の方法)

第八十七条 第八十四条、第八十五条第二項及び前条の規定により記載すべき注記は、脚注として記載しなければならない。ただし、脚注として記載することが適当でないと認められるものについては、他の適当な箇所に記載することができる。

2 第二十三条第三項の規定は、第八十四条及び第八十五条第二項の

規定により注記をする場合に準用する。

規定により注記をする場合に準用する。